

別表1

住宅建設資金貸付提出書類一覧表

申込事由の種別に応じて(1)～(15)までの○印の付いた書類と、必要に応じて(16)～(20)の書類を提出してください。
なお2人以上で同一の物件について同時に貸付を申し込む場合は関係書類省略届（第7号様式）を提出することにより、
「⑥工事支払予定書」及び「⑪家屋建築誓約書」を除く「④売買契約書の写し」以下の書類を省略することができます。

	家 屋				敷地	土地付家屋の購入	金融機関等からの借換		
	新築	建て替え 増・改築	修理	購入 (マンション)	購 入				
①住宅建設資金貸付申請書(第1号様式)	○	○	○	○	○	○	○		
②金銭消費貸借契約証書(第3号様式)(注8)	○	○	○	○	○	○	○		
③前年の源泉徴収票の写し	○	○	○	○	○	○	○		
④売買契約書の写し				○	○	○			
⑤工事請負契約書の写し又は 工事見積書の写し(注1)	○	○	○						
⑥工事支払予定書(第11号様式)	○	○	○						
⑦建築確認済証の写し	○	○							
⑧家屋平面図	○	○		○		○			
⑨修理・補修箇所の平面図又は写し(注2)			○						
⑩土地の実測図					○	○			
⑪家屋建築誓約書(第9号様式)					○(注3)				
⑫借地の場合敷地の名義人の工事承諾書 (同意書)の写し	○	○	○	○					
⑬全部事項証明書(土地)原本(注4)	○	○		○(注5)	○	○	○		
⑭全部事項証明書(建物)原本(注4)		○	○	○(注6)		○(注6)	○		
⑮金融機関の償還予定表の写し等貸付残高 が確認できる書類							○		
⑯農地転用許可(受理)証の写し	敷地の地目が農地(田・畠)の場合								
⑰売主と所有者との売買契約書の写し等	貸付対象物件の所有者(賃本上の名義人・建築主)と売主が異なる場合								
⑱分譲予定者証明書及びパンフレット	公団・公社等の分譲で上記各種書類が出せない場合								
⑲現家屋処分の売買契約書の写し(注7)	現在持ち家があつて買い替える場合								
⑳その他理事長が必要と認めた書類	住宅の10m ² 未満以内の増改築、修理の場合は、工事箇所の施行前の写真								

(注1)「工事見積書の写し」は、施工者(業者)の名称、所在地、代表者氏名、代表者押印、見積年月日があるものの写し。

(注2)修理・補修を行う部分と修理・補修の概要を平面図に記入する。

(注3)底地(借地)の購入の場合、「⑪家屋建築誓約書(第9号様式)」の代りに「⑭全部事項証明書(建物)」を提出

(注4)全部事項証明書は原本。(申込日以前3ヶ月以内に発行されたもので、登記官の証明印が押印されているもの。)

(注5)マンション購入の場合、「⑬全部事項証明書(土地)」は、代表番地のみでよい。

(注6)現在建築中の物件を購入する場合は「⑭全部事項証明書(建物)」の代りに「⑦建築確認済証の写し」を提出。

(注7)現家屋処分の売買契約書が成立していない場合は、代わりに媒介契約書の写しを提出し、売買契約が成立後速やかに「⑲現家屋処分の売買契約書の写し」を提出。

(注8)貸付決定通知後に収入印紙を貼付し提出。